



## 電気自動車等の充電設備整備事業

鹿児島県では、電気自動車等を安心して利用できる環境を整備するため、充電設備を導入する事業者等を支援します。

### 対象となる方

- ・ 法人及び個人事業主(国、地方公共団体並びにそれらが深く関与する団体を除く。)
- ・ マンション管理組合
- ・ 集合住宅の所有者 等

※V2H充放電設備については、離島に住所を有する個人の方も対象とします。

### 設置場所

給油所、商業・宿泊施設等、マンション、事務所・工場等

※V2H充放電設備については、離島の個人宅への設置も対象とします。

### 補助率

補助対象経費		国補助 注1	補助率	
			設備購入費	設置工事費(付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。)
給油所	急速充電設備	あり	4分の1以内 注3	
		なし	2分の1以内	2分の1以内
	普通充電設備等	あり	4分の1以内	4分の1以内 注2
		なし	2分の1以内	2分の1以内
商業施設・宿泊施設等、 マンション、 事務所・工場等	急速充電設備	あり	4分の1以内 注3	
		なし	2分の1以内	2分の1以内
	普通充電設備等	あり	4分の1以内	4分の1以内 注2
		なし	2分の1以内	2分の1以内
V2H充放電設備	あり	4分の1以内 注4		
	なし	2分の1以内 注4	2分の1以内 注4	

注1 「国補助」とは、国(経済産業省)が交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金をいう。

注2 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみ行う場合は、対象とする。

注3 「国補助」の定額(1分の1以内)を除く。

注4 離島に限って個人を対象とする。

※充電設備の発注を含む工事着手は、補助金交付決定通知後に行う必要があります。

### 詳細について

- ・ この事業の実施は、県議会における予算の承認を前提としており、今後、制度内容に変更が生じる場合があります。予算が承認され、事業実施の準備が整い次第、募集を開始しますので、しばらくお待ちください。
- ・ 国(経済産業省)が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の要件等の見直しにより、制度内容に変更が生じる場合があります。
- ・ 御不明な点がございましたら、県庁エネルギー対策課(電話:099-286-2727)までお問合せください。

県HPはこちら⇒

